

❖
目
次

序 章 課題と視角	7
第一章 警察における「善導」主義的政策の形成と展開	15
第一節 「学士」警察官僚の誕生と「善導」主義的政策の原型の形成	15
第二節 群衆の登場と警察行政の転換	27
第三節 司法部との治安維持方針の対立と「善導」主義的政策の展開	37
第四節 「善導」主義の実施を促した内部的要因	45
第五節 「警察の民衆化、民衆の警察化」政策の実態	50
第六節 大正期「善導」主義の論理	57
第七節 小 結	64
第二章 震災前の日本社会の「朝鮮人問題」と警察	67
第一節 警察の内地在留朝鮮人に対する「善導」主義的政策の形成と展開	68
第二節 「併合」以後の朝鮮人労働者の増加と日本社会	92
第三節 新聞記事における朝鮮人の描かれ方	100
第五節 小 結	123

第三章	震災下の「善導」主義的政策と「朝鮮人問題」	125
第一節	震災下の警察による「朝鮮人問題」対策	126
第二節	震災下の戒厳体制と陸軍による治安維持	134
第三節	司法省による「戒罰」主義的な「朝鮮人問題」対策	141
第四節	東京府下の治安維持政策と「善導」主義	145
第五節	神奈川県下の治安維持政策と「善導」主義	153
第六節	埼玉・群馬・千葉等の震災下の治安維持政策と「善導」主義	164
第七節	「朝鮮人問題」の善後策をめぐる関係官庁の協調と対立	178
第八節	震災下の警察による治安維持政策の批判と「善導」主義	189
第四章	ポスト震災期の警察による「善導」主義の変容	197
第一節	治安維持令から治安維持法へ	198
第二節	治安維持法制定と内務省内「戒罰」主義派の台頭	203
第三節	震災以後の「善導」主義の連続と不連続	211
終章		223

註	233
あとがき	343
付録	349
文獻	i

【凡例】

- 一、史料の引用に当たっては、読みやすさを考慮し、原文の意を損なわないと判断した場合、漢字を現行のものに直した。ただし、ひらがな・カタカナは原文のままの形で表記した。
- 一、引用文中の（ ）は、引用した筆者による補足であり、その旨を明記した。また引用文の前後、途中を略す場合は、（前略）（中略）のように表記した。
- 一、年代の表記は、原則として西暦を用いたが、必要に応じて、元号の年代を一九二三（大正一二）年のように併記した箇所もある。
- 一、引用文中のルビは特に断りのない限り引用者による。
- 一、本文で韓国と表記しているのは、日本併合以前の大韓帝国の略称である。